

<入札・契約制度運用の一部見直しについて>

○ 入札談合等不正行為に対応する損害賠償条項の強化について

本市では、入札参加者等の不正な行為を防止するため、契約書に入札談合等の不正行為が明らかとなった場合における契約解除及び損害賠償の予約条項を設け、建設工事の請負契約書・建設工事等関連業務委託契約書において約定しております。

このたび、不正な行為の防止効果を更に高めるため、次のとおり入札談合等不正行為に対応する損害賠償条項を強化することいたしましたのでお知らせいたします。

○ 改正の内容

強化の内容	賠償金の額を 契約金額の20%相当額 に強化する。 (現行は、契約金額の10%相当額)
適用時期	平成19年 6月 1日以降、発注する建設工事及び建設工事等関連業務委託に適用いたします。